

大分県の産業廃棄物税に関する検討

(施行後の状況と今後の方向性について)

平成26年11月

産業廃棄物税に関する検討会

目 次

はじめに

第1 産業廃棄物税導入の経緯	1
第2 産業廃棄物税の仕組みと役割		
1 仕組み	2
2 役割	4
第3 税収等の状況	5
1 課税対象施設数		
2 税収の状況		
3 基金の活用		
第4 税導入の効果		
1 産業廃棄物の処理処分状況の推移	6
2 排出事業者の意識	7
3 排出抑制、リサイクルに向けたインセンティブ(動機付け)効果	16
第5 税活用事業の主な実績及び施策効果	17
第6 今後の方向性		
1 税制度	19
2 税活用事業	20
資 料		
○ 産業廃棄物税導入に係る全国の状況	25
○ 大分県産業廃棄物税条例制定の経過	27
○ 産業廃棄物税の導入に関する意識調査	28
○ 意識調査票	32
○ 産業廃棄物税に関する検討会設置要綱	40

はじめに

大分県では、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として、平成17年度に「大分県産業廃棄物税条例（平成16年大分県条例第38号）」を施行し、その税収を活用した産業廃棄物対策として、「リサイクル等の取組への支援」、「適正処理の推進」、「基盤整備の促進」及び「啓発広報・環境教育」に取り組んできた。

平成21年度には、施行後5年を目途に必要ながあると認めるときは、条例の規定について検討を加え、必要な措置を講ずるとした同条例附則の規定に基づく検証を行い、産業廃棄物税を継続するとともに、条例の施行後5年を目途に再度検証を行うこととする条例改正を行ったところである。

このたび、再び検討の時期を迎えたことから、庁内に「産業廃棄物税に関する検討会」を設置し、産業廃棄物の処理処分状況の分析や税活用事業の実績評価等を通じて産業廃棄物税の導入効果を検証し、産業廃棄物税、税活用事業などの今後のあり方について検討を行った。

(※)産業廃棄物税に関する検討会設置要綱…P40参照

第1 産業廃棄物税導入の経緯

産業廃棄物の排出抑制、リサイクル促進という政策効果を確保する税制の導入にあたっては、多量の産業廃棄物が県境を越えて移動している実態を踏まえ、広域的な取組みが必要とされていた。

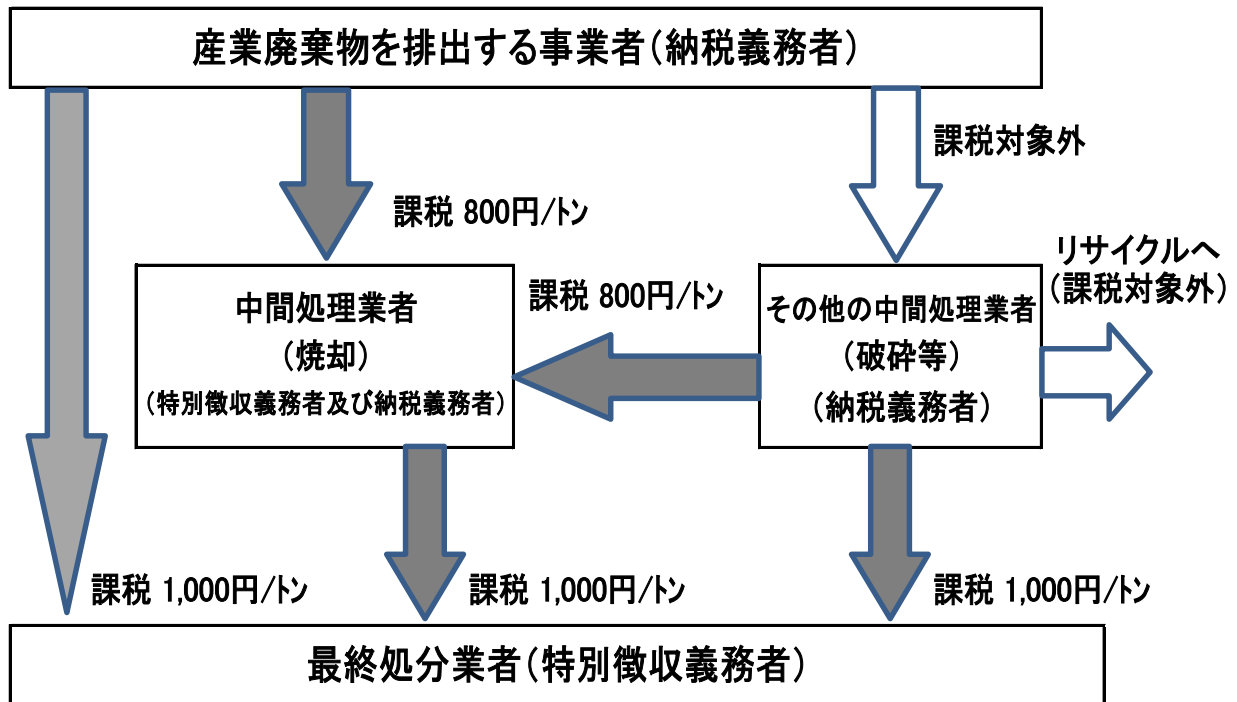
平成12年4月に地方分権一括推進法が施行され、都道府県や市町村が法定外目的税を創設することが可能になるなど、地方の課税自主権が拡大されたことから、九州地方知事会において広域的に導入可能な税制の検討を行うなかで、産業廃棄物税の一斉導入の合意をみた。

これと並行する形で、本県では、平成14年7月に設置した大分県産業廃棄物税研究会での検討を経たのち、平成15年10月に「大分県産業廃棄物税制懇話会」を設置し、税制の政策効果、用途及び仕組みなどについて幅広い見地から議論を重ね、平成16年2月に意見報告書を取りまとめた。

この意見報告書を踏まえ、本県は、事業者等への説明会や意見聴取等の機会を経て、平成16年6月に「大分県産業廃棄物税条例」を公布し、平成17年4月1日から施行した。

第2 産業廃棄物税の仕組みと役割

1 仕組み



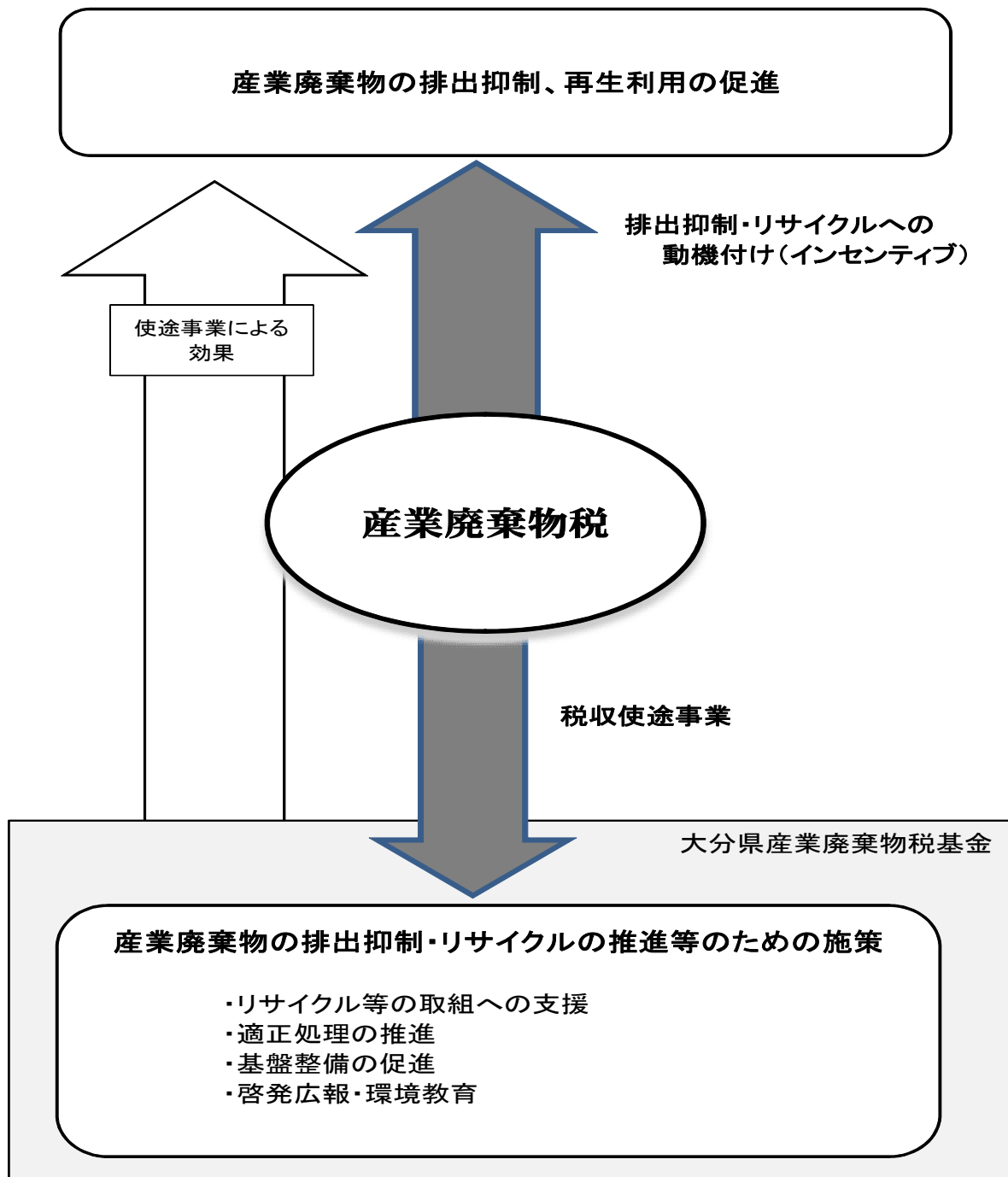
項目	内容											
納税義務者	県内の焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者											
課税客体	県内の焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入											
課税標準	県内の焼却施設及び最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量											
税率	焼却施設への搬入 1トンにつき	800円										
	最終処分場への搬入 1トンにつき	1,000円										
徴収の方法	特別徴収(自己処理の場合は申告納付とする)											
申告納入(納付)期限	<table border="1"> <thead> <tr> <th>申告対象期間</th> <th>申告納入(納付)期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月1日～3月31日 【Ⅰ期】</td> <td>4月末日</td> </tr> <tr> <td>4月1日～6月30日 【Ⅱ期】</td> <td>7月末日</td> </tr> <tr> <td>7月1日～9月30日 【Ⅲ期】</td> <td>10月末日</td> </tr> <tr> <td>10月1日～12月31日 【Ⅳ期】</td> <td>翌年の1月末日</td> </tr> </tbody> </table>		申告対象期間	申告納入(納付)期限	1月1日～3月31日 【Ⅰ期】	4月末日	4月1日～6月30日 【Ⅱ期】	7月末日	7月1日～9月30日 【Ⅲ期】	10月末日	10月1日～12月31日 【Ⅳ期】	翌年の1月末日
申告対象期間	申告納入(納付)期限											
1月1日～3月31日 【Ⅰ期】	4月末日											
4月1日～6月30日 【Ⅱ期】	7月末日											
7月1日～9月30日 【Ⅲ期】	10月末日											
10月1日～12月31日 【Ⅳ期】	翌年の1月末日											

課税免除等

種 別	内 容
<p>課税免除 (第4条)</p>	<p>次に掲げる産業廃棄物の搬入に対しては、産業廃棄物税を課さない。</p> <p>(1) 再生利用、熱回収など産業廃棄物の有効利用が行われているものとして規則で定める焼却施設への搬入</p> <p>① 事業者が、産業廃棄物を原料又は燃料として、焼却処理の過程を通じて製品を製造する焼却施設(大分県産業廃棄物税条例施行規則第3条第1項第1号)</p> <p>② 事業者が、産業廃棄物に含まれる有用物を、自らの製品の製造の工程において利用するため、焼却処理を通じて回収する焼却施設(同第2号)</p> <p>③ 事業者が、その排出する産業廃棄物を焼却する際に発生する熱を回収して得られるエネルギーを、製品の製造の工程に供給する焼却施設(同第3号)</p> <p>④ 事業者が、産業廃棄物を焼却する際に発生する熱を回収することにより発電を行い、発生した余剰電力を売却する焼却施設(同第4号)</p> <p>(2) 公益上その他の事由により課税が不相当として知事が認める搬入</p> <p>① 災害(震災、風水害、火災類等)を受けた施設等の取り壊し工事により生じた産業廃棄物の搬入</p> <p>② 牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき焼却処理が義務づけられている牛の特定部位(脳、せき髄、頭部等)の搬入</p>
<p>課税の特例 (附則第5項)</p>	<p>当分の間、一事業者の年度における産業廃棄物(中間処理産業廃棄物で他の者から委託を受けて処分されたものを除く)の焼却施設又は最終処分場への搬入に係る重量の合計が1万トンを超える場合には、その超える部分について、一定の割合で軽減したものを課税標準とする。</p>

2 役割

産業廃棄物税は、導入によって排出事業者には産業廃棄物の排出抑制、リサイクルへの動機付け（インセンティブ）を促すほか、税収を産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの推進等のための施策に充てることにより、循環型社会づくりに向けた取組を一層促進させる役割を持っている。



第3 税収等の状況

1 課税対象施設数

	焼却 (特徴者)	最終処分 (特徴者)	焼却 (自己処理等)	最終処分 (自己処理等)	計
22年度	41	39	3	2	85
23年度	39	39	3	2	83
24年度	38	41	3	1	83
25年度	36	40	3	1	80

※各年度末の状況。事業者が複数施設を有する場合でも施設ごとに算定

2 税収の状況

(単位:千円)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
税収	211,428	333,870	294,404	285,269	151,940

(単位:千円)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
税収	234,099	279,047	242,584	264,325	215,000

※17年度は4月施行のため9ヶ月実績

※26年度は当初予算

3 基金の活用

税収については、産業廃棄物税基金へ積立を行った上で、

- ①「リサイクル等の取組への支援」
- ②「適正処理の推進」
- ③「基盤整備の促進」
- ④「啓発広報・環境教育」

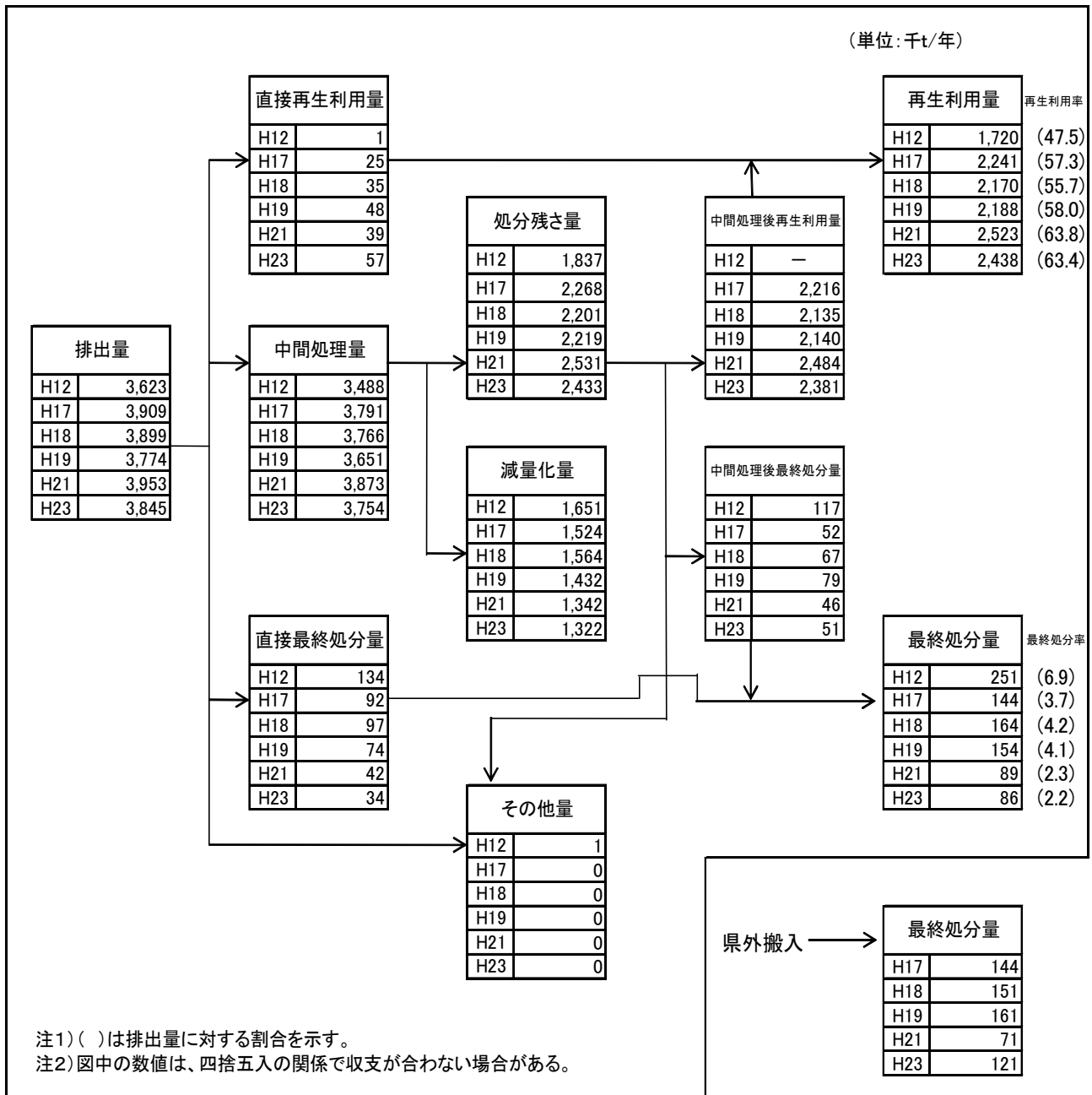
の4つの用途に沿って、平成22年度から26年度までに産業廃棄物施策の推進に、661,412千円を活用している。

(単位:千円)

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(見込み)	計
基金活用事業	99,711	101,470	124,771	147,223	188,237	661,412
リサイクル等の取組への支援	20,859	10,018	15,061	16,945	40,743	103,626
適正処理の推進	73,941	80,080	90,466	95,869	115,623	455,979
基盤整備の促進	1,179	0	5,542	10,465	14,000	31,186
啓発広報・環境教育	3,732	11,372	13,702	23,944	17,871	70,621

第4 税導入の効果

1 産業廃棄物の処理処分状況の推移



税導入以前の平成12年度と、税導入後の17年度以降を比較した場合、再生利用量、最終処分量は大きく改善したが、近年はその動きが鈍化している。一方、排出量については、大きな変化はなく、ほぼ横ばいで推移している。

○平成23年度数値の平成12年度との比較

- ・県内最終処分量は86千t/年で、減量化及び再生利用により約1/3に減少している。
- ・直接再生利用量は57千t/年で、再生利用等の取組により約57倍に増加している。
- ・再生利用量は2,438千t/年で、排出抑制・再生利用の取組により約1.5倍に増加している。
- ・直接最終処分量は34千t/年で、排出抑制・直接再生利用量の増加により約1/4に減少している。

2 排出事業者の意識

[意識調査結果]

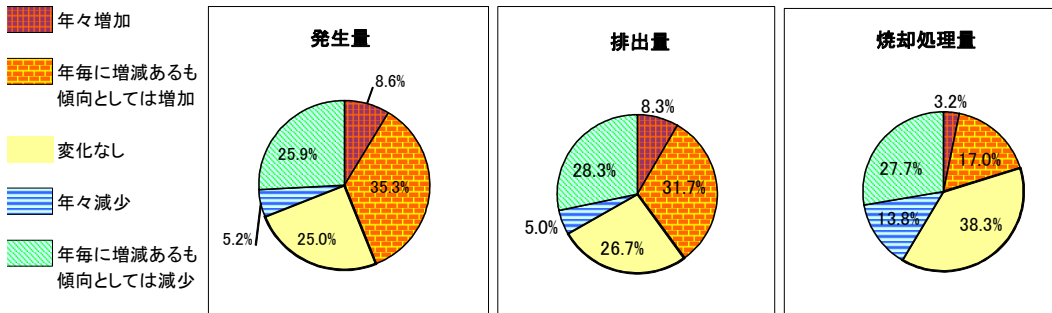
- 平成26年1月、県内に事業所を有する排出事業者に意識調査を実施した。
 - ・対象 産業廃棄物を一定程度排出する事業所(建設業、製造業、電気・水道業・・・等)
 - ・発送 182事業所(多量排出事業者) 回答 121(回答率 66.5%)

(1) 産業廃棄物処理の状況等について

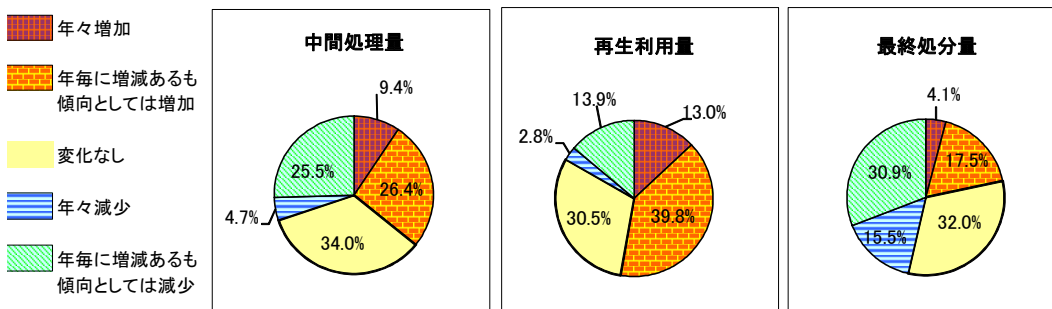
税の導入年度前(平成16年度以前)と導入後(平成17年度以降)とを比較した場合の排出される産業廃棄物量の変化

ア 産業廃棄物処理の状況等について

廃棄物の状態	発生量						排出量						焼却処理量					
	1 年々増加	2 向として増加 年毎に増減あるも 増加	3 変化なし	4 年々減少	5 向として減少 年毎に増減あるも 減少	合計	1 年々増加	2 向として増加 年毎に増減あるも 増加	3 変化なし	4 年々減少	5 向として減少 年毎に増減あるも 減少	合計	1 年々増加	2 向として増加 年毎に増減あるも 増加	3 変化なし	4 年々減少	5 向として減少 年毎に増減あるも 減少	合計
産業廃棄物の合計量	10	41	29	6	30	116	10	38	32	6	34	120	3	16	36	13	26	94
	8.6%	35.3%	25.0%	5.2%	25.9%	100.0%	8.3%	31.7%	26.7%	5.0%	28.3%	100.0%	3.2%	17.0%	38.3%	13.8%	27.7%	100.0%



廃棄物の状態	中間処理量						再生利用量						最終処分量					
	1 年々増加	2 向として増加 年毎に増減あるも 増加	3 変化なし	4 年々減少	5 向として減少 年毎に増減あるも 減少	合計	1 年々増加	2 向として増加 年毎に増減あるも 増加	3 変化なし	4 年々減少	5 向として減少 年毎に増減あるも 減少	合計	1 年々増加	2 向として増加 年毎に増減あるも 増加	3 変化なし	4 年々減少	5 向として減少 年毎に増減あるも 減少	合計
産業廃棄物の合計量	10	28	36	5	27	106	14	43	33	3	15	108	4	17	31	15	30	97
	9.4%	26.4%	34.0%	4.7%	25.5%	100.0%	13.0%	39.8%	30.5%	2.8%	13.9%	100.0%	4.1%	17.5%	32.0%	15.5%	30.9%	100.0%



発生量については、増加傾向にあるとの回答が43.9%（「年々増加」8.6%、「年毎に増減あるも傾向としては増加」35.3%）であり、減少傾向にあるとの回答31.1%（「年々減少」5.2%、「年毎に増減あるも傾向としては減少」25.9%）を上回っている。

排出量については、増加傾向にあるとの回答が40.0%（「年々増加」8.3%、「・・・傾向としては増加」31.7%）であり、減少傾向にあるとの回答33.3%（「年々減少」5.0%、「・・・傾向としては減少」28.3%）を上回っている。

焼却処理量については、減少傾向にあるとの回答が41.5%（「年々減少」13.8%、「・・・傾向としては減少」27.7%）であり、増加傾向にあるとの回答20.2%（「年々増加」3.2%、「・・・傾向としては増加」17.0%）を大きく上回っている。

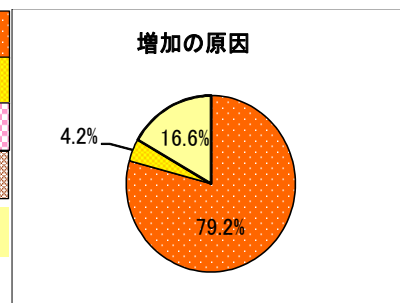
中間処理量（焼却を除く）については、増加傾向にあるとの回答が35.8%（「年々増加」9.4%、「・・・傾向としては増加」26.4%）であり、減少傾向にあるとの回答30.2%（「年々減少」4.7%、「・・・傾向としては減少」25.5%）を上回っている。

最終処分量については、減少傾向にあるとの回答が46.4%（「年々減少」15.5%、「・・・傾向としては減少」30.9%）であり、増加傾向にあるとの回答21.6%（「年々増加」4.1%、「・・・傾向としては増加」17.5%）を大きく上回っている。

再生利用量については、増加傾向にあるとの回答が52.8%（「年々増加」13.0%、「・・・傾向としては増加」39.8%）であり、減少傾向にあるとの回答16.7%（「年々減少」2.8%、「・・・傾向としては減少」13.9%）を大きく上回り、全体の半数を超える割合となっている。

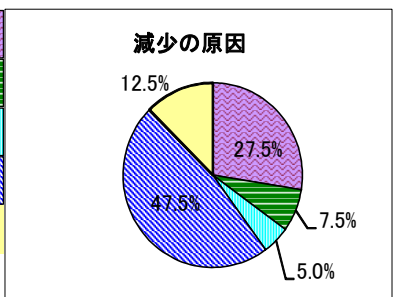
イ 排出量増加の原因

1	事業規模の拡大・売上の増加	38	79.2%
2	製造工程の変更等による排出量増加	2	4.2%
3	原材料の変更等による排出量増加	0	0.0%
4	排出抑制・リサイクルの中止・縮小	0	0.0%
5	その他	8	16.6%
回答者数(合計)		48	100.0%



ウ 排出量減少の原因

1	事業規模の縮小・売上の減少	11	27.5%
2	製造工程の変更等による排出量減少	3	7.5%
3	原材料の変更等	2	5.0%
4	排出抑制・リサイクルの開始・強化	19	47.5%
5	その他	5	12.5%
回答者数(合計)		40	100.0%

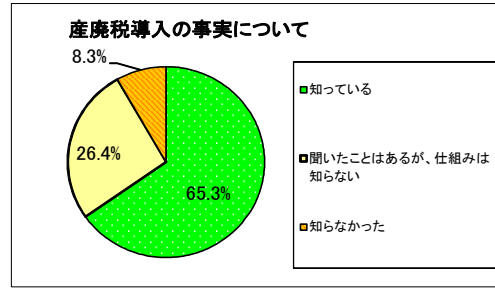


排出量増加の原因については、「事業規模の拡大・売上の増加」が約8割を占めている。

排出量減少の原因については、「排出抑制・リサイクルの開始・強化」が一番多く、47.5%を占めているが、「事業規模の縮小・売上の減少」も27.5%に上っている。

(2) 産業廃棄物税の導入の事実について

1	知っている	79	65.3%
2	聞いたことはあるが、仕組みは知らない	32	26.4%
3	知らなかった	10	8.3%
回答者数(合計)		121	100.0%

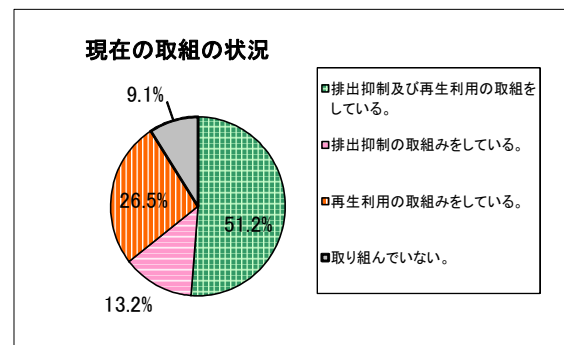


「知っている」が65.3%、「聞いたことはあるが、仕組みは知らない」が26.4%となっており、合わせると91.7%となる。「知らなかった」も8.3%存在する。

(3) 産業廃棄物税の導入に伴う取組みの変化について

ア 現在の取組みの状況

1	排出抑制及び再生利用の取組をしている。	62	51.2%
2	排出抑制の取組をしている。	16	13.2%
3	再生利用の取組をしている。	32	26.5%
4	取り組んでいない。	11	9.1%
回答者数(合計)		121	100.0%

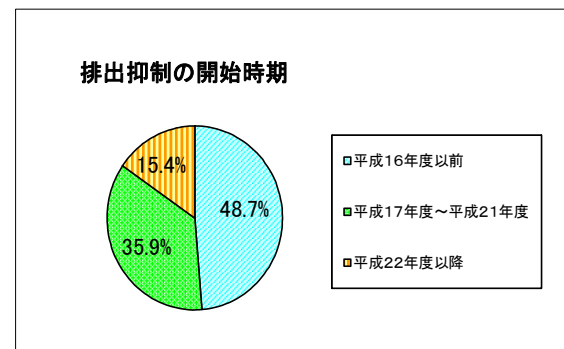


「排出抑制及び再生利用の取組をしている」が51.2%、「排出抑制の取組をしている」が13.2%、「再生利用の取組をしている」が26.5%となっており、これらを合わせると合計90.9%が取組みを行っているという回答。「取り組んでいない」は9.1%であった。

イ 取組開始時期

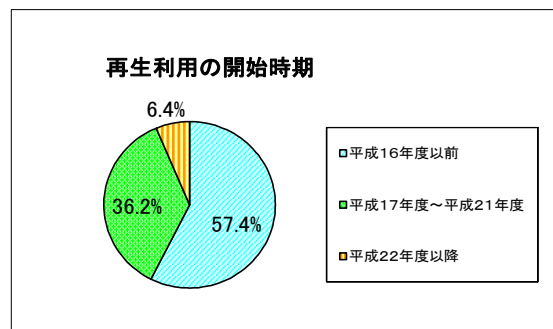
○排出抑制

1	平成16年度以前	38	48.7%
2	平成17年度～平成21年度	28	35.9%
3	平成22年度以降	12	15.4%
回答者数(合計)		78	100.0%



○再生利用

1	平成16年度以前	54	57.4%
2	平成17年度～平成21年度	34	36.2%
3	平成22年度以降	6	6.4%
回答者数(合計)		94	100.0%

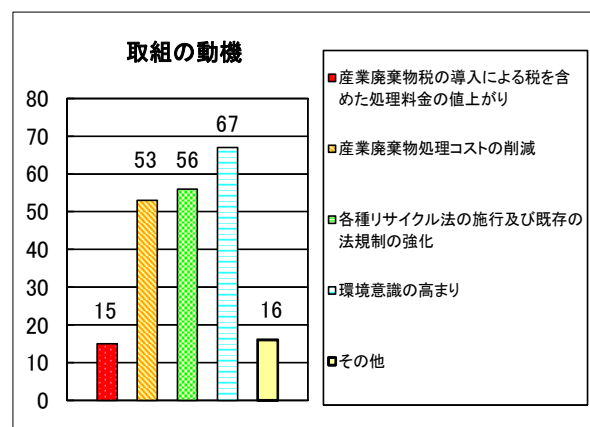


排出抑制の取組みの開始時期については、48.7%が産業廃棄物税導入以前の「平成16年度以前」から取組みを開始していたことが伺える。産業廃棄物税導入後の「平成17年度～平成21年度」が35.9%、「平成22年度以降」は15.4%となっている。

再生利用の取組みの開始時期についても、57.4%が産業廃棄物税導入以前の「平成16年度以前」から取組みを開始していたことが伺える。産業廃棄物税導入後の「平成17年度～平成21年度」が36.2%、「平成22年度以降」は6.4%となっている。

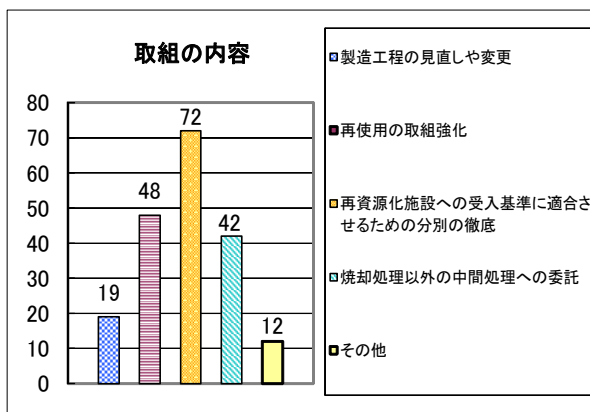
ウ 取組みの動機(複数回答)

1	産業廃棄物税の導入による税を含めた処理料金の値上がり	15
2	産業廃棄物処理コストの削減	53
3	各種リサイクル法の施行及び既存の法規制の強化	56
4	環境意識の高まり	67
5	その他	16
回答者数		110



エ 取組みの内容(複数回答)

1	製造工程の見直しや変更	19
2	再使用の取組強化	48
3	再資源化施設への受入基準に適合させるための分別の徹底	72
4	焼却処理以外の中間処理への委託	42
5	その他	12
回答者数		110



排出抑制や再生利用の取組開始の動機については、「環境意識の高まり」が67件、「産業廃棄物処理コストの削減」が53件となっており、事業者の自主的な取組を動機としていることが伺える。

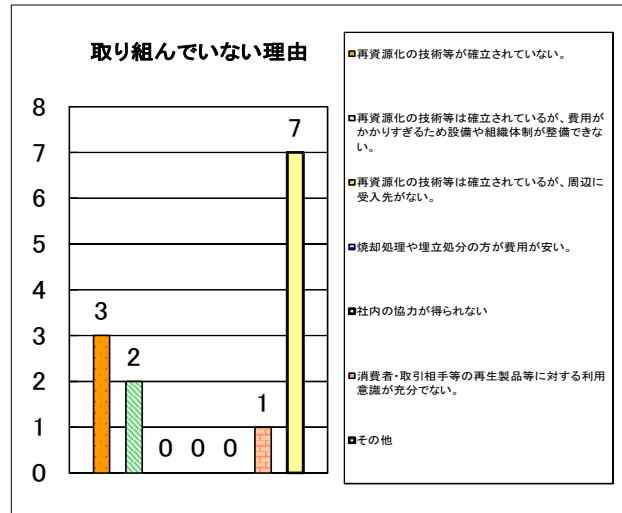
「各種リサイクル法の施行及び既存の法規制の強化」も56件あり、各種リサイクル法が、整備、充実化されてきたことも動機の一つと考えられる。

一方、「産業廃棄物税の導入による税を含めた処理料金の値上がり」は15件であり、取組みの動機としては、それほど強いものとはなっていないと思われる。

取組みの内容については、「再資源化施設への受入基準に適合させるための分別の徹底」が72件、「再使用の取組強化」が48件、「焼却処理以外の中間処理への委託」が42件、「製造工程の見直しや変更」が19件となっている。

オ 取り組んでいない理由(複数回答)

1	再資源化の技術等が確立されていない。	3
2	再資源化の技術等は確立されているが、費用がかかりすぎるため設備や組織体制が整備できない。	2
3	再資源化の技術等は確立されているが、周辺に受入先がない。	0
4	焼却処理や埋立処分の方が費用が安い。	0
5	社内の協力が得られない	0
6	消費者・取引相手等の再生製品等に対する利用意識が充分でない。	1
7	その他	7
回答者数		11

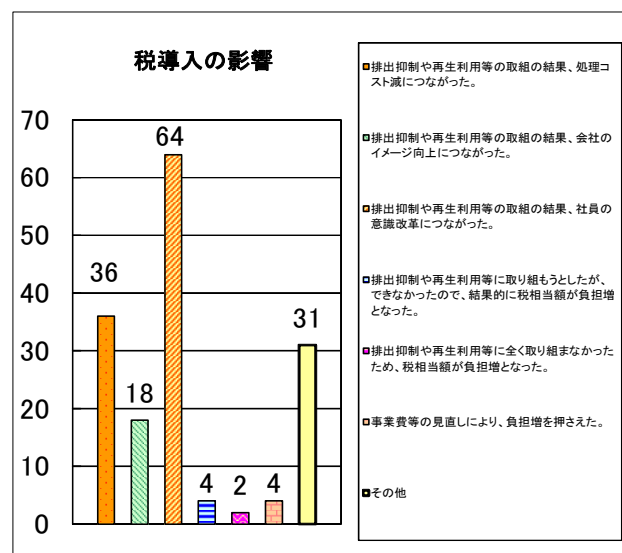


排出抑制や再生利用に取り組んでいないと答えた事業者がその理由を回答したものであるが、「その他」が7件で一番多く、ついで「再資源化の技術等が確立されていない」が3件、「再資源化の技術等は確立されているが、費用がかかりすぎるため設備や組織体制が整備できない」が2件、「消費者・取引相手等の再生製品等に対する利用意識が充分でない」が1件となっている。

「その他」の理由として、「公共工事がほとんどのなので、発注者の指示どおり処分するため」や「感染性廃棄物であるため、再資源化は考えられない」等の回答が見受けられた。

カ 税導入の影響(複数回答)

1	排出抑制や再生利用等の取組の結果、処理コスト減につながった。	36
2	排出抑制や再生利用等の取組の結果、会社のイメージ向上につながった。	18
3	排出抑制や再生利用等の取組の結果、社員の意識改革につながった。	64
4	排出抑制や再生利用等に取り組もうとしたが、できなかったため、結果的に税相当額が負担増となった。	4
5	排出抑制や再生利用等に全く取り組まなかったため、税相当額が負担増となった。	2
6	事業費等の見直しにより、負担増を押さえた。	4
7	その他	31
回答者数		121

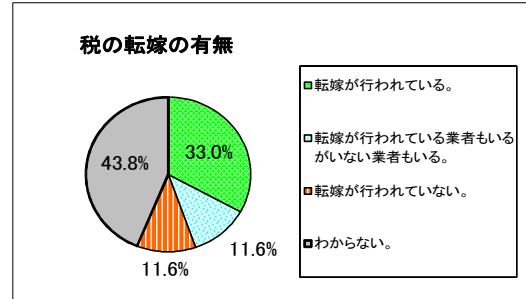


産業廃棄物税の導入に伴う経営上の影響について見ると、排出抑制や再生利用等の取組の結果、「社員の意識改革につながった」が64件、「処理コスト減につながった」が36件、「会社のイメージ向上につながった」も18件となっており、税導入が排出抑制や再生利用の促進の動機付け（インセンティブ）になったものと思われる。「その他」が31件あるが、そのうち24件は「影響なし」とのコメントであり、その理由として「リサイクル施設への委託を行っている」や「産廃コストに占める産廃税の割合が低い」等の内容であった。

(4) 産業廃棄物税の制度について

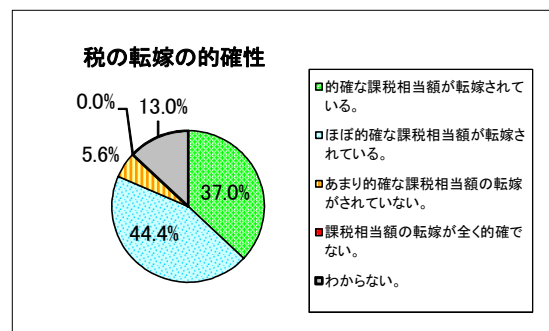
ア 税の転嫁の有無

1	転嫁が行われている。	40	33.0%
2	転嫁が行われている業者もいるがいない業者もいる。	14	11.6%
3	転嫁が行われていない。	14	11.6%
4	わからない。	53	43.8%
回答者数(合計)		121	100.0%



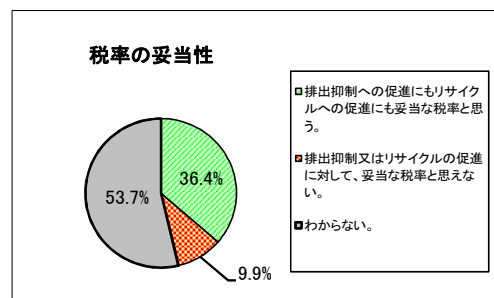
イ 税の転嫁の的確性

1	的確な課税相当額が転嫁されている。	20	37.0%
2	ほぼ的確な課税相当額が転嫁されている。	24	44.4%
3	あまり的確な課税相当額の転嫁がされていない。	3	5.6%
4	課税相当額の転嫁が全的確でない。	0	0.0%
5	わからない。	7	13.0%
回答者数(合計)		54	100.0%



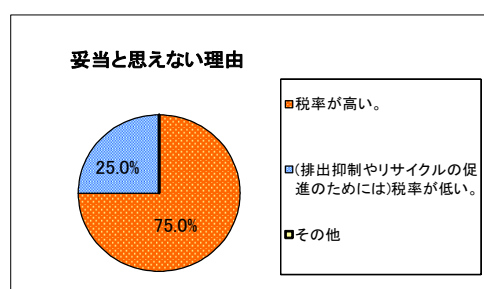
ウ 税率の妥当性

1	排出抑制への促進にもリサイクルへの促進にも妥当な税率と思う。	44	36.4%
2	排出抑制又はリサイクルの促進に対して、妥当な税率と思えない。	12	9.9%
3	わからない。	65	53.7%
回答者数(合計)		121	100.0%



エ 妥当性とは思えない理由

1	税率が高い。	9	75.0%
2	(排出抑制やリサイクルの促進のためには)税率が低い。	3	25.0%
3	その他	0	0.0%
回答者数(合計)		12	100.0%



税の転嫁については、「転嫁が行われている」が33.0%であるが、「わからない」も43.8%に上っている。

これは、事業者の多くが、直接焼却や埋立を委託するのではなく、再生利用を前提とした中間処理を委託するため、処理料に税相当額が含まれていても意識ができていないということが考えられる。

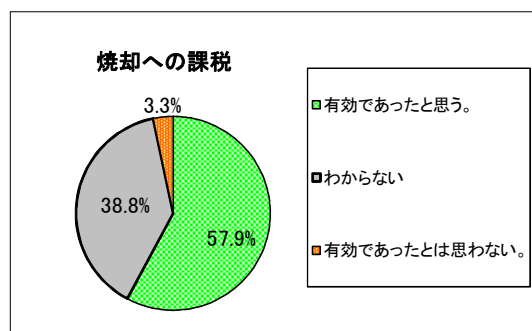
転嫁の的確性については、「的確な課税相当額が転嫁されている」が37.0%、「ほぼ的確な課税相当額が転嫁されている」が44.4%であり、合わせて81.4%となる。

「あまり的確な課税相当額の転嫁がされていない」は5.6%、「課税相当額の転嫁が全く的確でない」については0%であり、税の転嫁については、概ね的確であると判断される。

税率の妥当性については、「わからない」が53.7%と半数を超えているが、「排出抑制への促進にもリサイクルへの促進にも妥当な税率と思う」が36.4%であり、「排出抑制又はリサイクルの促進に対して、妥当な税率と思えない」の9.9%を大きく上回っている。

オ 焼却への課税

1	有効であったと思う。	70	57.9%
2	わからない	47	38.8%
3	有効であったとは思わない。	4	3.3%
回答者数(合計)		121	100.0%

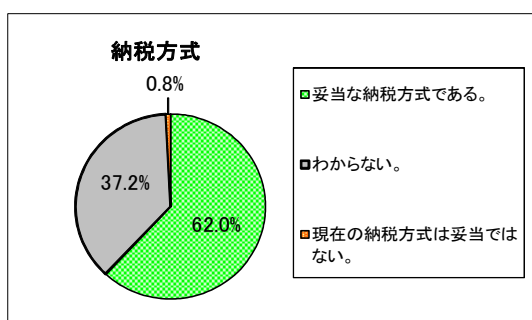


九州独自の課税方式である焼却処理への課税については、「有効であったと思う」が57.9%と半数を超えている。

「わからない」も38.8%あるものの、「有効であったとは思わない」は3.3%であり、概ね受け入れられていると考えられる。

カ 納税方式

1	妥当な納税方式である。	75	62.0%
2	わからない。	45	37.2%
3	現在の納税方式は妥当ではない。	1	0.8%
回答者数(合計)		121	100.0%

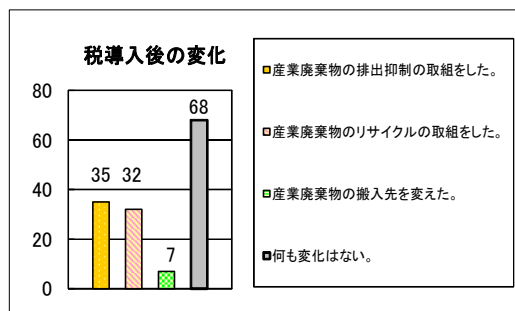


焼却処理業者及び最終処分業者が、排出事業者や中間処理業者から税を徴収し、県に申告納入する特別徴収方式については、「妥当な納税方式である」が62.0%となっており、「わからない」が37.2%もあるものの、「現在の納税方式は妥当ではない」がわずか0.8%に過ぎず、概ね受け入れられていると考えられる。

(5) 産業廃棄物税の広域的導入について

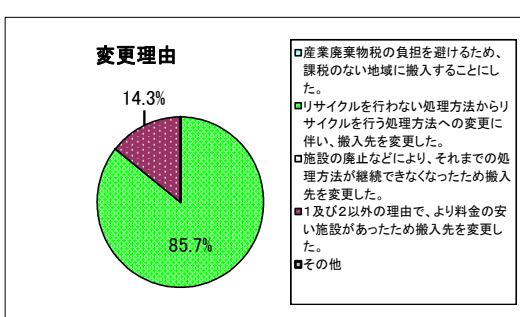
ア 税導入後の変化(複数回答)

1	産業廃棄物の排出抑制の取組をした。	35
2	産業廃棄物のリサイクルの取組をした。	32
3	産業廃棄物の搬入先を変えた。	7
4	何も変化はない。	68
回答者数		121



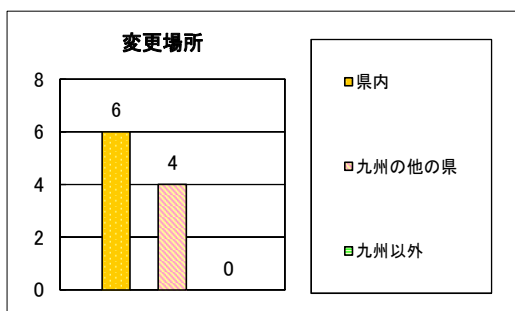
イ 変更理由

1	産業廃棄物税の負担を避けるため、課税のない地域に搬入することにした。	0	0.0%
2	リサイクルを行わない処理方法からリサイクルを行う処理方法への変更に伴い、搬入先を変更した。	6	85.7%
3	施設の廃止などにより、それまでの処理方法が継続できなくなったため搬入先を変更した。	0	0.0%
4	1及び2以外の理由で、より料金の安い施設があったため搬入先を変更した。	1	14.3%
5	その他	0	0.0%
回答者数(合計)		7	100.0%



ウ 変更場所

1	県内	6
2	九州の他の県	4
3	九州以外	0
回答者数		10



県内

1	大分市	2
2	それ以外の地域	4

九州の他の県

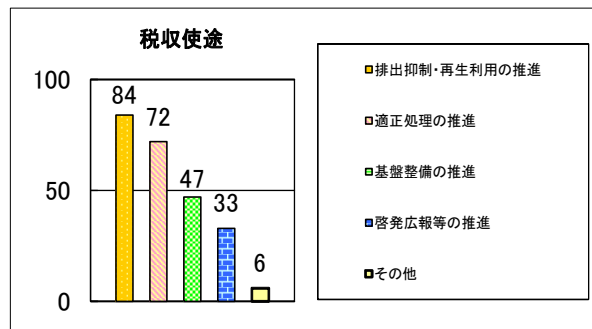
1	福岡県	3
2	佐賀県	0
3	長崎県	0
4	熊本県	1
5	宮崎県	0
6	鹿児島県	0
7	沖縄県	0

九州以外

1	中国地方	0
2	近畿地方	0
3	四国地方	0
4	その他	0

(6) 産業廃棄物税の税収使途について(複数回答)

1	排出抑制・再生利用の推進	84
2	適正処理の推進	72
3	基盤整備の推進	47
4	啓発広報等の推進	33
5	その他	6
回答者数		121



産業廃棄物税は、産業廃棄物の排出抑制・再生利用の推進、適正処理の推進、基盤整備の推進、啓発広報等の推進の4つを柱とする施策に充てられているが、今後どのような施策を充実すべきだと考えるか調査したもの。排出抑制・再生利用の推進、適正処理の推進、基盤整備の推進、啓発広報等の推進の順で回答が多かった。

(7) 自由意見欄(抜粋)

(税収使途事業の「その他」欄に記載されたものも含む)

○税収使途事業

- ・不法投棄防止用監視カメラの設置
- ・産廃取扱業者(排出・収集運搬・処分)に対する電子マニフェスト導入の助成・推進活動を行い、運用の透明化を進める。
- ・機械の購入費用の助成
- ・各処分場がある地区への植樹活動や清掃活動
- ・廃石膏ボード・廃プラの再生施設建設のための援助金(助成金)
- ・がれき類や建設汚泥の自らの利用促進を自治体が主導して行う。

○その他

- ・当院においては、ポリ塩化ビニールを使用した製品、点滴などは、感染性廃プラとして焼却処分としている。リサイクル可能な容器の開発等のために、是非産廃税を活用して欲しい。今の状況では排出量は増加するし、コストもかかり費用が減ることはない。
- ・高度成長期に建設、建築された構造物等の社会インフラが今後急速に老朽化し補修補強等により発生するコンクリート、アスファルト、コンクリート塊等の産業廃棄物が急増することが予想され、廃棄物を適切に処理利用するためにも産廃税を有効に活用して欲しい。
- ・加熱アスファルトの処理について排水性合板は再生が今のところ不可能なので適正な処理を設計で考えて頂きたい。
- ・製造している企業からも税納入してはどうか？各商品が安い為簡単に物を廃棄しゴミが増加そしてゴミ処理の為にコストが発生する。
- ・産業廃棄物税については、現在リサイクルやバイオマスにより利用出来る廃棄物が増えると思われるので、そのような基盤の整備に役立てて頂きたい。
- ・排出抑制の対策につながる用途に使用していただきたい。
- ・税金の徴収額並びに税活用事業の内容については「大分県の産業廃棄物税に関する検討書」(平成21

年11月)に詳細があるが、その後の税徴収額並びに税活用事業の内容について逐次公表願いたい。

- ・税収使途についてもっと具体的に公表してもらいたい。大分県のホームページを見ても箇条書きの題目しかない。
- ・税収の使途について具体的な内容、成果等について広報をお願いしたい。
- ・取り組みは妥当であると思われる。

3 排出抑制、リサイクルに向けたインセンティブ(動機付け)効果

県内の処理処分状況をまとめた「1 産業廃棄物の処理処分状況の推移」によると、税導入前の平成12年度と税導入後の平成17年度以降を比較した場合、再生利用量は増加し、最終処分量は減少している。

県外からの搬入量を含めた下記<課税標準量の推移表>においても、課税標準量の平成17年度から平成21年度までは一貫して減少し、平成22年度に増加に転じた後は、年度毎の増減は見受けられるが、概ね横ばいで推移している。全体としては、税導入以後、最終処分等の数量については減少の傾向にあると言える。

さらに「2 排出事業者の意識」の調査結果でも、排出抑制や再生利用の取組を行っている事業所が9割を超えており、排出事業者の間でも排出抑制等へ向けた意識はかなり定着しているものと考えられる。

処理数量等の推移や排出事業者の意識向上の要因としては、税の導入以外にも、建設リサイクル法の施行による建設廃材のリサイクル量の増加、大分県バイオマス総合利活用マスタープラン(平成16年10月策定)による家畜排泄物等の廃棄物系バイオマスの利用率の向上、及び昨今の環境意識向上を背景にした会社のイメージアップへ向けての対応等様々なものが考えられるが、排出事業者への意識調査の結果で、税導入の事実が概ね周知されていることや、税の導入により排出抑制等に取り組んだことで社員の意識改革や処理コスト減につながったと答えているものが多いこと等からも、排出抑制、リサイクルに向けた一定のインセンティブ効果があったものと認められる。

[参考]

<課税標準量の推移表> ※更正決定分について修正済み(単位トン)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
焼却	21,356	34,659	27,183	23,900	20,942	18,857	16,051	14,754	14,286
最終処分	322,952	399,999	329,675	326,592	188,314	234,813	266,836	246,819	253,720
計	344,308	434,658	356,858	350,492	209,256	253,670	282,887	261,573	268,006
前年比	—	126.24%	82.10%	98.22%	59.70%	121.22%	111.52%	92.47%	102.46%
17平年度化(×4/3)	459,077	434,658	356,858	350,492	209,256	253,670	282,887	261,573	268,006
前年比	—	94.68%	82.10%	98.22%	59.70%	121.22%	111.52%	92.47%	102.46%

第5 税活用事業の主な実績及び施策効果

◎リサイクル等の取組への支援	103, 626千円
<p>循環型環境産業の創出に向けて、排出事業者に対して産業廃棄物の再生利用等に有効な施設整備の支援を行うことにより、産業廃棄物の再資源化、減量化を推進している。</p> <p>○循環型環境産業(事業化支援) <10件> (22~26年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模プラントで発生する廃油等の回収・燃料化 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">国内最大級の吸引力を有する輸送タンク付回収車を新たに導入し、県内大手製鉄工場これまで廃棄処分されていた廃グリス・汚泥等を回収し、セメント代替燃料として利用した。</div> ・食品残さの堆肥化による食品リサイクル <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">これまで飼料化できていなかった食品残さ約480トン(年間)の100%再資源化(最終処分量ゼロ)を目的に、密閉型堆肥化施設を導入した。</div> ・RPF燃料を使用した乾燥炉の余熱利用による液状廃棄物の乾燥化 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">液状廃棄物を発酵堆肥化する過程において、余熱の有効活用に加えて自社での乾燥化(それまでは業者委託)が可能となった。</div> ・RPF燃料バーナーの導入による廃プラスチックの再生利用拡大 ・大型金属せん断機の導入による県内発生金属くずの製鉄原料化 ・比重差分離機の導入による建設系廃棄物のRPF用原料化 ・連続自動運転脱水機とドラム式乾燥機の同時導入による汚泥の減量化 <p>ほか</p> <p>○循環型環境産業(研究開発支援) <5件> (22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麦焼酎粕や配合飼料等から養豚向け飼料を開発 ・RPF燃料の燃焼灰のコンクリート用骨材の材料化 ・魚ウロコから高分子コラーゲン溶液の抽出・粉末化 ・バイオディーゼル燃料精製工程における廃液・排水の全自動化 ほか <p>○排出抑制再生利用関連研究開発推進事業 <2件> (26年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製鋼スラグを利用した火山灰土壌(黒ボク土)のリン酸利用率向上技術の開発 ・大豆煮汁濃縮液の飼料化促進に関する研究 	

◎適正処理の推進	455, 979千円
<p>不法投棄廃棄物の撤去を進めるとともに、産業廃棄物監視員の配置、監視カメラ及び不法投棄防止フェンスの設置による不法投棄の未然防止を図っている。</p> <p>また、最終処分場等の監視・指導を実施するとともに、産業廃棄物の保管・処分等の適正化を促進している。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄件数の減少 約 10%減(22年度 69件→25年度 62件) ・苦情件数の減少 約 7%減(22年度 70件→25年度 65件) ・最終処分場、中間処理施設等への立入件数は1万数百件~9千数百件を推移している。 </div>	

◎基盤整備の促進

31,186千円

市町村及び産業廃棄物処理施設設置者が行う、処理施設周辺の道路補修などの経費に対して助成を行うことで環境の改善を図っている。

○整備箇所数等<実施(予定)15箇所のうち7箇所が産廃税充当>(22~26年度)

- ・処理施設周辺の道路補修
- ・カーブミラー等の設置

◎啓発広報・環境教育

70,621千円

廃棄物の発生抑制と循環型環境産業の育成を図るため、マスメディアを活用して不法投棄防止・3Rの必要性等を県民に呼びかけるとともに、県内発生廃棄物を原材料とするリサイクル製品を認定し、その利用を促進している。

また、ごみゼロおおいた作戦の展開やレジ袋無料配布中止の取組により地球温暖化防止やごみの減量化、県民の環境問題についての意識啓発を図っている。

○リサイクル認定製品数<201製品>(26年7月末現在)

- ・がれき、陶磁器くず、溶融スラグ等を使用したタイル、ブロック、レンガ
- ・樹皮、污泥等を使用した緑化基盤材、土質改良材等

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(推計)
認定製品の利用件数	1,167	2,323	5,821	7,072	7,000
うち地方公共団体利用件数	399	513	1,808	2,053	2,000

○マイバッグ持参率<84.9%>(平成21年6月~平成26年6月末までの平均)

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(推計)
持参率(%)	85.3	85.0	84.6	84.6	85.0

平成21年6月~平成26年6月末までの削減効果

- ・レジ袋削減枚数 454,197,259枚
- ・CO2削減量 約28,160トン(杉約201万本分の年間CO2吸収量に相当)
- ・ごみ削減量 約4,542トン
- ・石油削減量 約8,312KL

第6 今後の方向性

1 税制度

(1) 必要性

これまで述べてきたとおり、県内の産業廃棄物は、税導入前に比べ再生利用量は増加し、最終処分量は減少しており、税を負担する排出事業者に対する意識調査においても、税導入による排出抑制、リサイクルの推進に向けた一定のインセンティブ効果が認められる。

また、税活用事業についても、10トン以上の不法投棄の事例が大幅に減少するなど、これまで一定の成果を上げているところであるが、まだまだ対応すべき課題は多く、循環型社会の形成に向けた取組みを引き続き実施していく必要がある。

産業廃棄物税は、産業廃棄物に係る3R促進のための経済的動機付けとしての役割を果たすことが今後も期待できるとともに、産業廃棄物の排出の抑制及び再生利用等の推進、適正処理の推進、周辺環境の整備の促進並びに啓発広報等の推進のための事業の貴重な財源となっていることから、継続する必要がある。

(2) 税制度の内容

課税客体、税の徴収方式、税率といった税制度の内容については、排出事業者への意識調査の結果でも概ね理解が得られているものと考えられ、現状では見直しを要する問題も生じていない。

検証結果は以下のとおりであり、現行制度のまま継続することが妥当である。

※ この税制度は九州各県が連携して導入したものであるが、熊本県、沖縄県を除いて課税客体は同じであり、税の徴収方式、税率についてはすべての県で同じとなっている。

特に、税率については同率となっていることで、九州内の産業廃棄物の県間移動に対して中立的となっている。

検討項目	現行の制度	制度の検証
課税客体 (焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入)	<ul style="list-style-type: none">・焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者が税を負担する。焼却量に応じた課税は焼却施設への搬入段階で行い、最終処分量に応じた課税は最終処分場への搬入段階で行う。・九州各県が採用(焼却施設搬入に係る課税については、熊本県、沖縄県を除く)。	<ul style="list-style-type: none">・排出抑制やリサイクル推進等の効果が大きい最終処分場への搬入段階に課税することに加え、焼却施設への搬入段階にも課税を行うことで、より効果的なリサイクルへの誘導を図ることができる。※ 焼却処理施設への搬入量は、課税標準量の推移表(P16)のとおり、年々減少している。

検討項目	現行の制度	制度の検証
<p>特別徴収方式 (焼却施設及び最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者から焼却処理業者及び最終処分業者が税を徴収)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・税の徴収は焼却処理業者及び最終処分業者が行う。 ・税を導入している27道府県のうち、25道府県が採用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産廃の処理業者は把握が容易であり、排出事業者による申告納付方式に比べ、徴税コストを抑えることができる。 ・全ての排出事業者から税を徴収することで、税負担の公平性を確保することができる。
<p>税率 (焼却施設への搬入に対して800円/t、最終処分場への搬入に対して1,000円/tを徴収)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・税を課すことで、産業廃棄物の排出抑制等にインセンティブが働き、かつ事業者に過度の負担とならない水準として設定。 ・最終処分場への搬入については、税を導入している27道府県すべてが同一の税率を採用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・税導入前と比べ、企業活動に多大な影響を与えている事実は認められない。 ・リサイクルの推進等に効果が認められるとともに、事業者からも概ね理解を得られている。
<p>課税の特例 (税負担の偏りの緩和)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一事業者の年度における産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場への搬入に係る重量の合計が1万トンを超える場合には、その超える部分について、一定の割合で軽減したものを課税標準とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の排出事業者への税負担の偏りが緩和され、中立性が確保される。

2 税活用事業

我が国では、天然資源の消費抑制、環境への負荷を可能な限り低減させる「循環型社会」の形成を目指し、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)に基づく循環型社会形成推進基本計画(以下「循環基本計画」という。)を策定し、関連施策を総合的かつ計画的に推進している。

これまで、3Rの取組進展、個別リサイクル法等の法的基盤の整備等により、最終処分量の大幅削減が実現するなど、循環型社会形成に向けた取組は着実に進展しているが、リサイクルよりも優先順位の高い2R(リデュース・リユース)の取組みが遅れ、また、国際的な資源価格の高騰に見られるように、世界全体で資源制約が強まると予想されるなか、多くの貴金属、レアメタルが廃棄物として最終処分されている。

平成25年に策定された第3次循環基本計画において、循環型社会の形成に関する政策課題は、循環を量の側面から捉えて廃棄物の減量化に重きを置いてリサイクル等を推進していくという段階から、循環を質の面からも捉え、廃棄物等を貴重な資源やエネルギー源として一層有効活用して資源生産性を高め、枯渇が懸念される天然資源の消費を抑制するという新たな段階に進んでいるところである。

一方、本県においても、平成23年3月に策定した第3次大分県廃棄物処理計画(平成23年度～27年度)に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。

県内発生産業廃棄物の処理処分状況については、税導入前に比べ、再生利用量、最終処分量ともに大きく改善したが、近年はその動きが鈍化していることから、同処理計画で定められた目標の達成に向け、一層

の排出の抑制及び再生利用の推進を図っていく必要がある。

これらのことから、我が国及び本県における産業廃棄物の現状・課題を踏まえた、税活用事業の拡充について検討する必要がある。

【 産業廃棄物の実績と目標値 】 単位：千トン

	実 績			予 測	第3次目標値(A)	
	H17	H21	H23		H27	H32
排 出 量	3,909	3,953	3,845	4,098	4,028	3,993
再生利用量	2,241	2,523	2,438	2,567	2,576	2,539
再生利用率	57.3%	63.8%	63.4	62.6%	63.9%	63.6%
減量化量	1,524	1,342	1,322	1,443	1,372	1,377
減量化率	39.0%	33.9%	34.4	35.3%	34.1%	34.5%
最終処分量	144	89	86	88	80	77
最終処分率	3.7%	2.3%	2.2%	2.1%	2.0%	1.9%
国の実績と目標値	再生利用率		52.5%		53.0%	
	最終処分率		3.2%		4.2%	

(1) 排出の抑制及び再生利用等の推進

ア 課題及び方向性

平成23年度における県内の産業廃棄物の排出量3,845千トンを種類別に見ると、動物の糞尿が1,247千トン(32.4%)と最も多く、次いで汚泥が1,131千トン(29.4%)、がれき類が880千トン(22.9%)となっており、これら3種類で排出量の約85%を占めている。

動物の糞尿は、再生利用と自然減による減量化により、最終処分されるものはないが、地域においては堆肥として過剰な状態にあるなど、資源として有効に活用されずに放置されるものが存在し、その管理方法などから公害問題を引き起こす要因となっている。

がれき類は、再生利用、減量化により、97.5%が処理され、最終処分されているものは2.5%であるが、排出量の多い業種をみると建設業が98%を占めており、今後、高度成長期に建築された建物等の建替えの時期を迎えることなどから、排出量の増加が予想される。

また、排出事業者に対して実施した意識調査において、排出量の増加の原因として、「事業規模の拡大・売上の増加」との回答が約8割を占めていることから、今後の景気の動向によっては、県内事業者の経済活動が活発化し、排出量が増えていくことが考えられる。

一方、平成23年度における県内の産業廃棄物の最終処分量86千トンを種類別に見ると、がれき類が22千トンと最も多く、次いで廃プラスチック類が21千トンとなっており、がれき類の再生利用率が97%であるのに比べ、廃プラスチック類は45%と低く、廃プラスチック類の再生利用率の向上も課題となっている。

これらのことを踏まえ、排出の抑制、減量化、再生利用を促進していくためには、従来の施策に加えて、排出量の多い産業廃棄物及び再生利用率の低い産業廃棄物を対象とした施策を重点かつ効果的に実施していく必要がある。

イ 実施する事業内容

(ア) 継続する事業

a リサイクル施設等整備支援事業

・排出事業者や処理業者が行う産業廃棄物の排出抑制、再生利用に効果的な施設の整備や処

理施設の改善に向けた支援の充実強化を図る。

b 循環型環境産業創出事業

・産業廃棄物を地域資源として活用する循環型産業を育成するため、再資源化等に関する事業化と研究開発への支援の充実強化を図る。

c 排出抑制再生利用関連研究開発推進事業

・製鋼スラグを利用した火山灰土壌(黒ボク土)のリン酸利用率向上技術の開発を支援する。
・大豆煮汁濃縮液の飼料化促進に関する研究を支援する。

d 多量排出事業者に対する指導の強化

・多量排出事業者に対し、処理計画の策定を通して、産業廃棄物の減量や再生利用の指導強化を図る。

(イ) 新たな取り組みとして考えられる事業

a 廃プラスチック類等の再生利用の推進

・再生利用等が進んでいない産業廃棄物(廃プラスチック類等)に係る排出抑制、再生利用に効果的な施設の整備や処理施設の改善に向けた支援について、補助率の拡充等を検討する。

b 動物の糞尿の排出抑制・再生利用の推進

・家畜排泄物の処理を行う堆肥化処理施設の新設、改修に係る事業など、動物の糞尿の排出抑制・再生利用の促進に資する事業、調査・研究に対する支援を検討する。

c 動植物性残さ等の再生利用の推進

・農業系廃棄物(焼酎かす等)を活用した花きの生産性向上技術の確立の研究など、動植物性残さ等の再生利用の推進に資する事業、調査・研究に対する支援を検討する。

d 木材加工副産物等の再生利用の推進

・森林環境税の用途との区分を行ったうえで、バイオマス発電所や製材所等から発生する灰の有効活用など、木材加工副産物等の再生利用の推進に資する事業に対する支援を検討する。

(2) 適正処理の推進

ア 課題及び方向性

産業廃棄物の適正処理については、数度にわたる産業廃棄物処理法の改正により、排出事業者責任を徹底するなど、適正処理を強化するための変革が進められているが、産業廃棄物の最終処分場及び中間処理施設においては、依然として火災や硫化水素ガスの発生等の原因となる事例が発生している。不適正処理は、土壌汚染、水質汚濁等の環境面での影響はもちろんのこと、原状回復費用等の経済的損失をもたらすなど社会的な影響は極めて大きく、未然防止を主眼とした一層の不適正処理への対応が必要である。

廃棄物の不法投棄については、監視カメラの設置や産業廃棄物監視員による定期的なパトロール、市町村が行う各種の不法投棄防止対策に対する支援等の様々な不法投棄防止策を講じており、減少傾向にあるが、依然として山間部、郊外等人目につきにくい場所で発生している。

また、県内の市町村では、空き家等建築物が管理不全な状態で長期間放置されている所もあり、周辺環境の悪化の原因となっている。

これらのことを踏まえ、排出事業者の責任強化、産業廃棄物処理施設等に対する監視強化、市町村の不法投棄防止対策に対する補助の拡充等の施策を、重点かつ効果的に実施していく必要がある。

イ 実施する事業内容

(ア) 継続する事業

a 監視指導の強化

- ・産業廃棄物監視員等の研修等の充実強化により資質の向上を図るとともに、市町村職員の併任等市町村と連携した監視指導体制の強化を引き続き図る。
- ・不法投棄防止については、監視カメラ、市町村が行う不法投棄対策事業に対する支援を行う。
- ・最終処分場の安全確保のために、産業廃棄物監視員等によるパトロール等に加えて、更なる水質悪化が起こらないように監視体制(展開検査等への立会い)をさらに強化する。

b 処理業者の育成

- ・平成26年4月から導入した、「おおいた優良産廃処理業者評価制度」の認定業者等、優良な産業廃棄物処理業者に事業費補助等の優遇措置を講じるとともに、県のホームページ等により認定業者名を公表し、排出事業者が優良な産廃処理業者を選択しやすい環境を整備する。

c 産業廃棄物の適正処理の推進

- ・不法投棄された産業廃棄物の撤去事業を実施する。(委託先: 県産業廃棄物処理業協会)
- ・県内に保管されているPCB廃棄物及び使用されているPCB含有電気機器等を全て把握し、処理期限内に適正処理するよう指導等を強化する。

(イ) 新たな取り組みとして考えられる事業

a 排出事業者に対する指導の強化及び電子マニフェストの普及促進

- ・排出事業者に対する講習会等を通じ、産業廃棄物処理における排出者処理責任の認識を徹底させるとともに、産業廃棄物の処理・処分状況の情報管理が簡便確実でかつ迅速に対応できる電子マニフェスト制度の普及を促進することについて検討する。

b 市町村補助の拡充

- ・市町村等が実施している空家等建築物の除却事業により発生した産業廃棄物の処理に対する支援など、市町村補助の拡充を検討する。

c 河川等沈廃船の対策

- ・河川等に不法放置されている漁業系船舶の撤去を実施することについて検討する。

(3) 基盤整備の推進

ア 課題及び方向性

産業廃棄物処理施設の周辺においては、大型トラックの通行による道路舗装の劣化などの影響や地域住民の生活環境への影響に対する不安が見られる。

産業廃棄物処理施設の周辺住民の不安を解消するため、今後も、住民、市町村及び当該処理施設設置者との協議(コミュニケーション)を引き続き実施していく。

イ 実施する事業内容

- ・産業廃棄物処理施設の周辺環境対策事業

市町村又は当該処理施設の設置者が行う処理施設周辺の環境整備及び周辺住民の利便に寄与する施設の整備に要する経費に対して補助金を交付する。

なお、本事業が市町村や事業者がより活用しやすいものとするために、補助率の拡充等も検討する。

(4) 啓発広報等の推進

ア 課題及び方向性

産業廃棄物の排出抑制や再生利用等を推進するためには、事業者、県民及び行政が協働して取り組む気運を高めていくことが重要であるが、排出事業者への意識調査の結果において、「税の導入事実を知らない」、「聞いたことはあるが、仕組みは知らない」との実態がまだあることや、自由意見として「税収の使途について具体的な内容、成果等についての広報をお願いしたい」との意見が見受けられることから、一層の啓発広報に努める必要がある。

また、事業者への環境マネジメントシステム導入や環境学習に対する支援等を実施し、事業者や県民の自主的取組を促すための施策を実施していく必要がある。

イ 実施する事業内容

(ア) 継続する事業

廃棄物に対する事業者及び県民の意識向上を図るため、地球環境対策の視点も含めたテレビ、新聞等による啓発広報等を年間を通じて、さらに継続・強化する。

- a 産業廃棄物広報・啓発推進事業
 - ・不法投棄防止、PCB廃棄物の早期処理及び産業廃棄物管理票の報告等
- b ごみゼロおおいた作戦推進事業
- c 3R普及促進事業

(イ) 新たな取り組みとして考えられる事業

- a 産業廃棄物税に関する周知活動
 - ・商工労働部が実施している企業訪問等の機会も活用する等して、税の趣旨にとどまらず、仕組みに踏み込んだ啓発等を通して、インセンティブ効果をさらに高めていく周知活動に取り組むことについて検討する。
 - ・税活用事業の実績・計画(助成制度等)について、ホームページ等により、広く県民に周知するとともに、社会のニーズも踏まえ、事業者等が利用しやすいものとするについて検討する。
- b 未来の環境を守る人づくり事業
 - ・地球温暖化をはじめ、さまざまな環境問題が深刻化する中で、環境教育の重要性がますます高まっており、小中学生を対象とした環境教育教材(DVD)を作成し、授業の中で活用することにより、持続可能な社会づくりに貢献する人材の育成を行うことについて検討する。
- c エコアクション21認証取得支援事業
 - ・環境保全に対する意識の高い企業の育成を図り、持続可能な社会経済の実現に役立てることを目的として、環境省が定めた環境経営システムのガイドライン(エコアクション21)の認証・登録制度の普及・啓発を行うとともに、認証取得に要する経費の一部助成を行うことについて検討する。

【参 考】

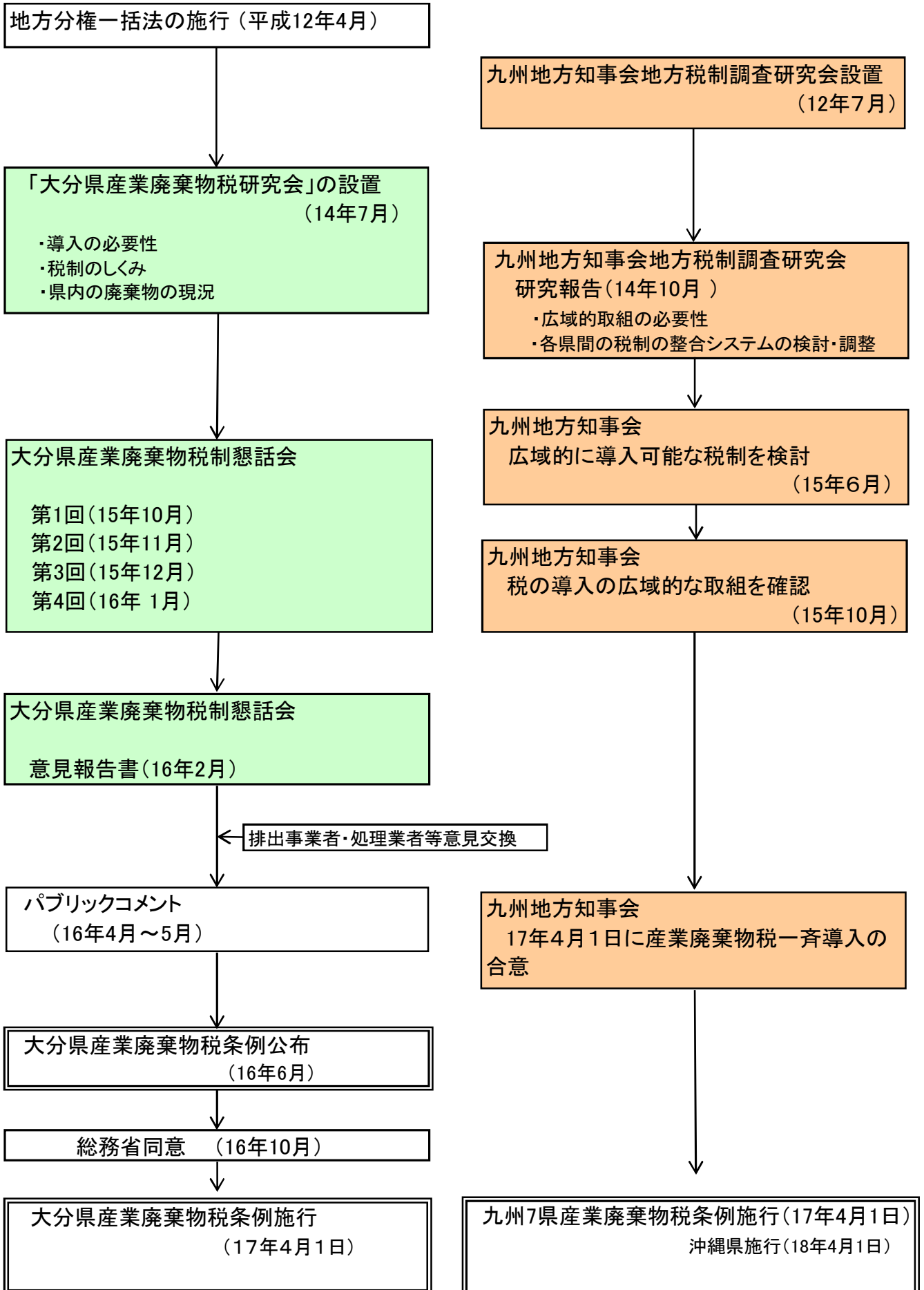
○ 産業廃棄物税導入に係る全国の状況（九州・沖縄を除く）

産業廃棄物に関する税制度は、平成14年度から19年度にかけて27道府県で導入され、5年を目途に制度の見直しが行われている。平成26年9月現在、15道府県で3期目に向けた制度継続の決定や見直しが行われているところである。

道府県名	名 称	施行年月日	課税方式	検討規定等	見直しの状況
北海道	循環資源利用促進税	平成18年 10月1日	最終処分業者による特別徴収	施行後5年を目途に検討	平成27年度に見直し予定
青森県	産業廃棄物税	平成16年 1月1日	最終処分業者による特別徴収	施行後5年を目途に検討	現行制度のまま継続
岩手県	産業廃棄物税	平成16年 1月1日	最終処分業者による特別徴収	施行後5年を目途に検討	現行制度のまま継続
宮城県	産業廃棄物税	平成17年 4月1日	最終処分業者による特別徴収	課税期間 (H22.4.1～ H27.3.31)	現行制度のまま継続予定
秋田県	産業廃棄物税	平成16年 1月1日	最終処分業者による特別徴収	施行後5年を目途に検討	現行制度のまま継続
山形県	産業廃棄物税	平成18年 10月1日	最終処分業者による特別徴収	施行後5年を目途に検討	平成27年度に見直し予定
福島県	産業廃棄物税	平成18年 4月1日	最終処分業者による特別徴収	平成27年度末を目途に検討	平成27年度に見直し予定
新潟県	産業廃棄物税	平成16年 4月1日	最終処分業者による特別徴収	施行後5年を目途に検討	現行制度のまま継続
愛知県	産業廃棄物税	平成18年 4月1日	最終処分業者による特別徴収	施行後5年を目途に検討	平成27年度に見直し予定
三重県	産業廃棄物税	平成14年 4月1日	排出事業者による申告納付	施行後5年を目途に検討	現行制度のまま継続
滋賀県	産業廃棄物税	平成16年 1月1日	排出事業者による申告納付	施行後5年を目途に検討	現行制度のまま継続
京都府	産業廃棄物税	平成17年 4月1日	最終処分業者による特別徴収	施行後5年を目途に検討	平成27年度に見直し予定
奈良県	産業廃棄物税	平成16年 4月1日	最終処分業者による特別徴収	平成30年度を目途に検討	現行制度のまま継続
鳥取県	産業廃棄物処分場税	平成15年 4月1日	最終処分業者による特別徴収	課税期間 (H25.4.1～ H30.3.31)	現行制度のまま継続

道府県名	名 称	施行年月日	課税方式	検討規定等	見直しの状況
島根県	産業廃棄物減量税	平成17年 4月1日	最終処分業者による特別徴収	課税期間 (H22.4.1～ H27.3.31)	現行制度のまま継続予定
岡山県	産業廃棄物処理税	平成15年 4月1日	最終処分業者による特別徴収	施行後5年を目途に検討	現行制度のまま継続
広島県	産業廃棄物埋立税	平成15年 4月1日	最終処分業者による特別徴収	課税期間 (H25.4.1～ H30.3.31)	現行制度のまま継続
山口県	産業廃棄物税	平成16年 4月1日	最終処分業者による特別徴収	施行後5年を目途に検討	現行制度のまま継続
愛媛県	資源循環促進税	平成19年 4月1日	最終処分業者による特別徴収	施行後5年を目途に検討	現行制度のまま継続

大分県産業廃棄物税条例制定の経過



産業廃棄物税の導入に関する意識調査 概要

1. 目的

平成 26 年度で導入から 10 年目を迎える産業廃棄物税について、その排出抑制効果及びインセンティブ（動機付け）効果等を検証し、今後の産業廃棄物税のあり方を検討する際の資料とするため、排出事業者（納税義務者）に対してアンケート調査を実施した。

2. 対象者

事業活動に伴い生じる産業廃棄物を一定程度排出する多量排出事業者とした。

具体的には、昨年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 t 以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が 50 t 以上である事業場を設置している 182 事業者。

[対象業種の例]

- ・建設業
- ・製造業
- ・電気・水道業 …等

発送 182 回答 121 （回答率 66.5%）

3. 設問内容等

九州各県との共同実施を念頭に置き、共同案に基づいたものを使用した。

4. 実施期間

発送 1 月 29 日（水）

期限 2 月 14 日（金）

5. 事務

- ・発送・回答受付、集計（回答データ入力）等・・・税務課
- ・回答の集計精査、効果・動向等の分析・・・廃棄物対策課

6. アンケートの内容

- ① 産業廃棄物税の導入による排出抑制・再生利用の取組の動機付け（インセンティブ）について
- ② 具体的な方策の取組みについて
(製造工程の見直し・再使用の取組強化・分別の徹底・焼却処理以外の中間処理への委託)
- ③ 排出抑制・再生利用に取り組むことができない理由について
(再資源化の技術の未確立・費用が高い・受入先の有無)
- ④ 産業廃棄物税の税率、制度、納税方式について
- ⑤ 広域的導入による取組みについて
- ⑥ 今後の税込用途について

事業者の皆様へ

『産業廃棄物税の導入に関する意識調査』御協力のお願い

県行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県を含む九州各県では、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進を図り、循環型社会の実現に資するため、平成16年に「産業廃棄物税条例」を制定し、平成17年4月から産業廃棄物税を導入しています。

産業廃棄物税は、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルへ向けたインセンティブ（動機づけ）を与える役割のほか、税収を環境政策の財源に充てることにより循環型社会づくりに向けた取組を一層促進していくためのものです。

本調査は、事業者の皆様にも、産業廃棄物税の導入による産業廃棄物に対する意識の変化や排出抑制、リサイクル促進に向けた動向等をはじめ、税収を活用した使途事業に関する御意見等をお聞きするため実施するものです。

御多忙のところ、誠に恐縮ではございますが、調査の趣旨に御理解を賜り、調査票の各設問の回答を直接御記入の上、記入済みの調査票のみを同封の返信用封筒（返信用切手貼付済み）にて、平成26年2月14日（金）までに御投函下さいますようお願い申し上げます。

設問の内容や回答方法等、御不明な点がございましたら、下記の連絡先にお問い合わせください。

なお、御記入いただきました回答につきましては、個々の回答内容の秘密を厳守するとともに、この調査を通じて当該条例施行後の状況等の把握と今後の政策の参考とする目的以外に利用することは決してありませんので、御協力くださいますようお願い申し上げます。

平成26年1月

大 分 県

<お問い合わせ先>

大分県総務部
税務課課税班

T E L : 097-506-2384

又は

大分県生活環境部
廃棄物対策課産業廃棄物計画・調整班

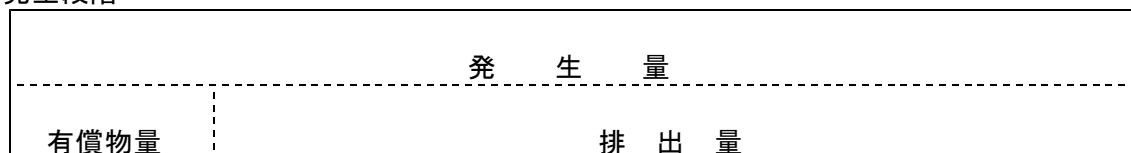
T E L : 097-506-3135

□ この調査票に関する産業廃棄物に係る用語の定義

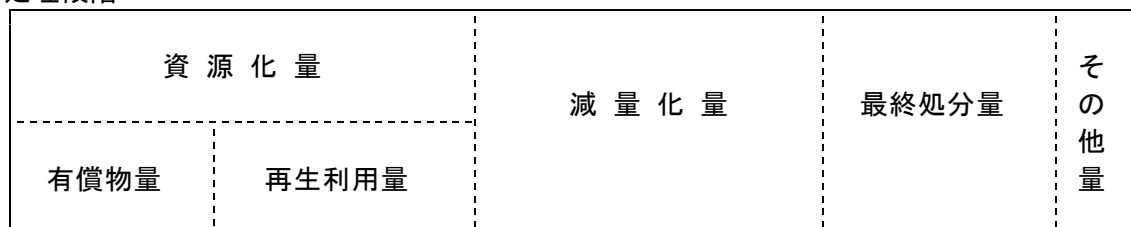
用語	定義
発生量	事業場内で発生した産業廃棄物量及び有償物量の総計
排出量	発生量から有償物量（*）を除いた量
* 有償物量	事業場内で発生し、中間処理されることなく他者に有償で売却された量
焼却処理量	直接燃やす処理及び熱分解によりガス化させ、その発生ガスを燃やす処理の量
中間処理量	発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中における処分（焼却処理を除く）
再生利用量	中間処理された後、自ら利用するか、他者に有償で売却された量
資源化量	有償物量及び再生利用量の総計
減量化量	焼却、脱水等の中間処理により減量化された量の総計
最終処分量	埋立処分及び海洋投入処分をされた量の総計

□ 産業廃棄物の発生量等の概念図

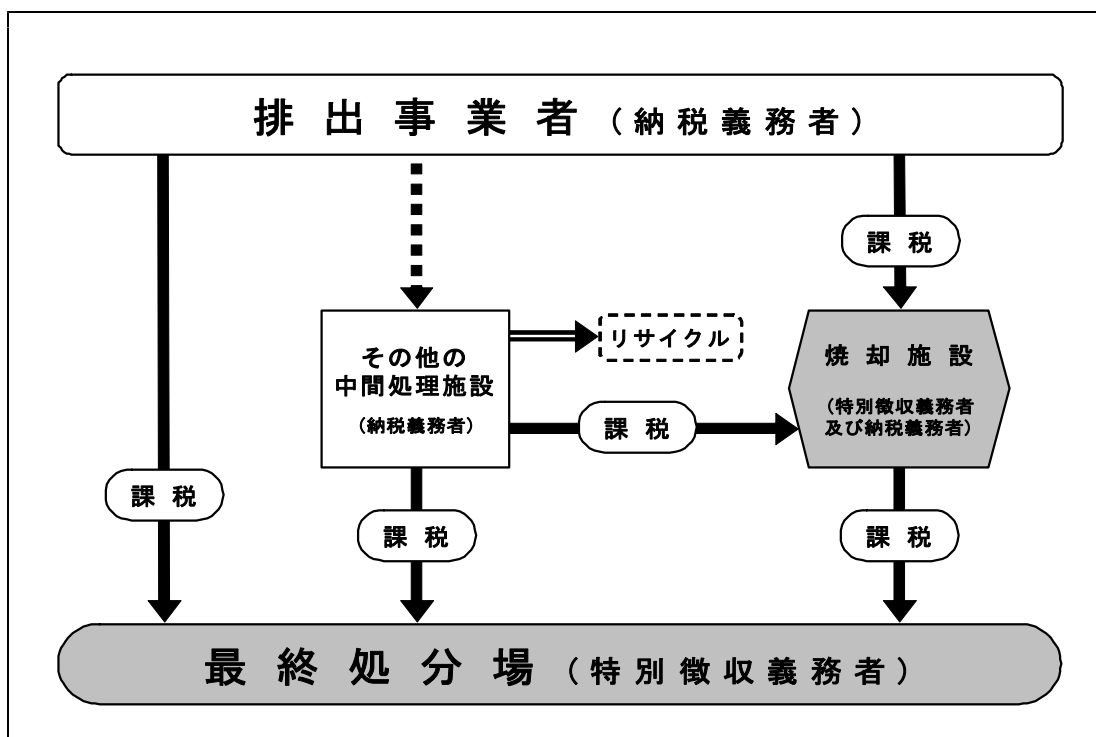
発生段階



処理段階



大分県産業廃棄物税の概要



税の概要

項目	内容										
1 納税義務者	・ 県内の焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者										
2 課税客体	・ 県内の焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入										
3 課税標準	・ 県内の焼却施設及び最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量										
4 税率	1. 焼却施設への搬入量1トン当たり 800円 2. 最終処分場への搬入量1トン当たり 1,000円										
5 徴収方法	1. 焼却処理業者及び最終処分業者による特別徴収（申告納入） 2. 排出事業者及び中間処理業者による申告納付										
6 納入(付)期限	<table border="1"> <thead> <tr> <th>徴収（申告）すべき期間</th> <th>申告納入（納付）期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月1日から 3月31日まで</td> <td>4月末日</td> </tr> <tr> <td>4月1日から 6月30日まで</td> <td>7月末日</td> </tr> <tr> <td>7月1日から 9月30日まで</td> <td>10月末日</td> </tr> <tr> <td>10月1日から12月31日まで</td> <td>翌年の1月末日</td> </tr> </tbody> </table>	徴収（申告）すべき期間	申告納入（納付）期限	1月1日から 3月31日まで	4月末日	4月1日から 6月30日まで	7月末日	7月1日から 9月30日まで	10月末日	10月1日から12月31日まで	翌年の1月末日
徴収（申告）すべき期間	申告納入（納付）期限										
1月1日から 3月31日まで	4月末日										
4月1日から 6月30日まで	7月末日										
7月1日から 9月30日まで	10月末日										
10月1日から12月31日まで	翌年の1月末日										

産業廃棄物税の導入に関する意識調査票

この調査票に直接ご記入ください。記入済みの調査票のみを返信用封筒でご返送をお願いします。
はじめに、下記の事項についてご回答ください。

- (1) 貴社及び貴事業所の概要をご記入ください。
(資本金、従業員数については、当てはまる番号に○をつけてください。)

会社[団体]名 (本社名)			
資本金	1. 1千万円以下	2. 1千万円超～5千万円	
	3. 5千万円超～1億円	4. 1億円超～3億円	
	5. 3億円超		
従業員数 (派遣社員を含む。 パート・アルバイトを除く。)	1. 50人以下	2. 50人超～100人	
	3. 100人超～200人	4. 200人超～300人	
	5. 300人超～500人	6. 500人超～900人	
	7. 900人超～1,000人	8. 1,000人超	
事業所名			
事業所所在地		〒 (TEL)	
記入者の の所属	(部署名)	(役職)	記入者の 氏名

- (2) 貴事業所の業務内容（主な製品など）を簡単に記述してください。

I. 産業廃棄物処理の状況等について

- (1) 貴事業所では、産業廃棄物税の導入年度前（平成16年度以前）と導入後（平成17年度以降）とを比較した場合、産業廃棄物全体の量はどのように変化しましたか。

貴事業所の産業廃棄物全体の量について、発生量、排出量、焼却処理量、中間処理（焼却を除く選別、脱水、破碎、中和、乾燥等）量、再生利用量、最終処分量について、1から5までのあてはまる番号に一つだけ○をつけてください。

- | | | |
|---------|-----------------------|---------|
| 1. 年々増加 | 2. 年ごとに増減あるも、傾向としては増加 | 3. 変化なし |
| 4. 年々減少 | 5. 年ごとに増減あるも、傾向としては減少 | |

発生量					排出量					焼却処理量					中間処理量（焼却を除く）									
1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5					
再生利用量					最終処分量					排出量について 「1」又は「2」に○ → 設問（2）へ 「4」又は「5」に○ → 設問（3）へ 「3」に○ → 設問Ⅱへ														
1	2	3	4	5	1	2	3	4	5															

(2) 上記（1）で排出量の「1」又は「2」に○をつけられた方にお尋ねします。
増加した原因として何が考えられますか。主な原因と思われる番号に一つだけ○をつけてください。

＜増加の原因＞ _____

1. 事業規模の拡大又は売上げの増加
2. 製造工程の変更等による排出量の増加
3. 原材料の変更等による排出量の増加
4. 排出抑制（分別等）・リサイクルの取組みの中止又は縮小
5. その他（ _____ ）

→ 設問Ⅱへ

(3) 上記（1）で排出量の「4」又は「5」に○をつけられた方にお尋ねします。
減少した原因として何が考えられますか。主な原因と思われる番号に一つだけ○をつけてください。

＜減少の原因＞ _____

1. 事業規模の縮小又は売上げの減少
2. 製造工程の変更等による排出量の減少
3. 原材料の変更等による排出量の減少
4. 排出抑制（分別等）・リサイクルの取組みの開始又は強化
5. その他（ _____ ）

→ 設問Ⅱへ

Ⅱ. 産業廃棄物税の導入の事実について

本県では、平成17年4月から、排出事業者を納税義務者とし、県内の焼却施設及び埋立処分場への産業廃棄物の搬入に対して課税する産業廃棄物税を導入しているのをご存じですか。当てはまる番号に一つだけ○をつけてください。

※ 大分県産業廃棄物税の概要については、別紙をご覧ください。

＜産業廃棄物税の導入＞ _____

1. 知っている
2. 聞いたことはあるが、仕組みは知らない
3. 知らなかった

→ 設問Ⅲへ

Ⅲ. 産業廃棄物税の導入に伴う取組みの変化について

- (1) 現在の貴事業所での産業廃棄物の排出抑制・再生利用の取組みについてお尋ねします。
当てはまる番号に一つだけ○をつけてください。

＜現在の取組みの状況＞

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| 1. 排出抑制及び再生利用の取組みをしている。 | } → 設問 (2) (3) (4) へ |
| 2. 排出抑制の取組みをしている。 | |
| 3. 再生利用の取組みをしている。 | |
| 4. 取り組んでいない。 | → 設問 (5) へ |

以下の(2)から(4)までは、上記(1)で「1」～「3」に○をつけられた方のみにお尋ねします。

- (2) 排出抑制・再生利用の取組みを始めたのはいつ頃からですか。1から3までの当てはまる番号に一つだけ○をつけてください。

＜取組開始時期＞

排出抑制の取組開始時期	再生利用の取組開始時期
1. 平成16年度以前	1. 平成16年度以前
2. 平成17年度～平成21年度	2. 平成17年度～平成21年度
3. 平成22年度以降	3. 平成22年度以降

→ 設問 (3) へ

- (3) 排出抑制・再生利用の取組みを開始し、又は強化した動機になったものは何ですか。
当てはまる番号に全て○をつけてください。「5」に○をつけた場合は具体的な内容を記入してください。(複数回答可)

＜取組みの動機＞

1. 産業廃棄物税の導入による税を含めた処理料金の値上がり
2. 産業廃棄物処理コストの削減
3. 建設リサイクル法をはじめ各種リサイクル法の施行及び既存の法規制の強化
4. 環境意識の高まり
5. その他 (具体的に)

→ 設問 (4) へ

- (4) 排出抑制・再生利用の取組みとして具体的にはどのようなことをしていますか。当てはまる番号に全て○をつけてください。「5」に○をつけた場合は具体的な内容を記入してください。(複数回答可)

＜取組みの内容＞

1. 製造工程の見直しや変更
2. 再使用の取組強化

3. 再資源化施設への受入基準に適合させるための分別の徹底
4. 焼却処理以外の中間処理への委託
5. その他（具体的に）

{

}

→ 設問（6）へ

(5) 上記（1）で「4」に○をつけられた方のみにお尋ねします。

排出抑制・再生利用に取り組んでいない理由は何ですか。当てはまる番号に全て○をつけてください。「7」に○をつけた方は具体的内容を記入してください。

（複数回答可）

＜取り組んでいない理由＞

1. 再資源化の技術等が確立されていない。
2. 再資源化の技術等は確立されているが、費用がかかりすぎるため設備や組織体制が整備できない。
3. 再資源化の技術等は確立されているが、周辺に受け入れ先がない。
4. 焼却処理や埋立処分のほうが費用が安い。
5. 社内の協力が得られない。
6. 消費者・取引相手等の再生製品等に対する利用意識が充分でない。
7. その他（具体的に）

{

}

→ 設問（6）へ

(6) 産業廃棄物税の導入により、貴事業所にどのような経営上の影響があったとお考えですか。当てはまる番号に全て○をつけてください。（複数回答可）

＜税導入の影響＞

1. 排出抑制や再生利用等の取組の結果、処理コスト削減につながった。
2. 排出抑制や再生利用等の取組の結果、会社のイメージ向上につながった。
3. 排出抑制や再生利用等の取組の結果、社員の意識改革につながった。
4. 排出抑制や再生利用等に取り組もうとしたが、できなかったため、結果的に税相当額が負担増となった。
5. 排出抑制や再生利用等に全く取り組まなかったため、税相当額が負担増となった。
6. 事業費等の見直しにより、負担増を押さえた。
7. その他（具体的に）

{

}

→ 設問Ⅳへ

Ⅳ. 産業廃棄物税の制度について

(1) 産業廃棄物税は、県内の焼却施設又は最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量に応じて

課税されます。

このため、中間処理業者に処理を委託した場合、処理料金には、中間処理後の残さに対する課税相当額が転嫁（処理料金に上乗せ）されると想定しています。

中間処理業者からの税の転嫁の状況について、当てはまると思う番号に一つだけ○をつけてください。

＜税の転嫁の有無＞

- | | |
|-----------------------------|----------|
| 1. 転嫁が行われている。 | → 設問（2）へ |
| 2. 転嫁が行われている業者もいるがいない業者もいる。 | → 設問（2）へ |
| 3. 転嫁が行われていない。 | → 設問（3）へ |
| 4. わからない。 | → 設問（3）へ |

(2) 上記（1）で「1」「2」に○をつけられた方のみにお尋ねします。

中間処理業者からの税の転嫁の状況について、残さの量に見合った的確な課税相当額（税額は焼却処理800円/トン、最終処分は1000円/トン）が転嫁されていると思いますか。

当てはまると思う番号に一つだけ○をつけてください。

＜税の転嫁の的確性＞

- | |
|---------------------------|
| 1. 的確な課税相当額が転嫁されている。 |
| 2. ほぼ的確な課税相当額が転嫁されている。 |
| 3. あまり的確な課税相当額の転嫁がされていない。 |
| 4. 課税相当額の転嫁が全く的確でない。 |
| 5. わからない。 |

→ 設問（3）へ

(3) 産業廃棄物税の基本税率は、排出抑制、リサイクルへ促進可能な税率として、最終処分場への搬入に対し1,000円/トン（焼却施設への搬入に対しては、あらかじめ残さ相当分（20%）を控除した800円/トンとし、納税義務者の税負担の累積の回避と他地域の税制との調和を図っている。）と設定されていますが、この税率についてどうお考えですか。

当てはまる番号に一つだけ○をつけてください。

＜税率の妥当性＞

- | | |
|-----------------------------------|---------|
| 1. 排出抑制への促進にもリサイクルへの促進にも妥当な税率と思う。 | →設問（5）へ |
| 2. 排出抑制又はリサイクルの促進に対して、妥当な税率と思えない。 | →設問（4）へ |
| 3. わからない。 | →設問（5）へ |

(4) 上記（3）で「2」に○をつけられた方のみにお尋ねします。

妥当な税率と思えない理由は何ですか。当てはまる番号に一つだけ○をつけてください。「3」に○をつけた場合は具体的な内容を記入してください。

＜妥当と思えない理由＞

- | |
|-------------------------------|
| 1. 税率が高い。 |
| 2. （排出抑制やリサイクルの促進のためには）税率が低い。 |
| 3. その他（具体的に） |

[

]

→ 設問（5）へ

(5) 現在の産業廃棄物税の制度は、中間処理のうち、リサイクルへの前処理と考えられるもの（例えば選別・破碎・脱水等）は課税の対象外とし、リサイクルにつながらないと考えられる焼却処理のみに課税する制度をとっています。

この制度について、リサイクルへの促進に有効であったと思いますか。

当てはまる番号に一つだけ○をつけてください。「3」に○をつけた場合は理由を具体的に記入してください。

＜焼却への課税＞	
1. 有効であったと思う。	2. わからない。
3. 有効であったとは思わない。	
理由 (具体的に)	

→ 設問(6)へ

(6) 産業廃棄物税は、現在、産業廃棄物の焼却処理業者及び最終処分業者が排出事業者又は中間処理業者から税を徴収し、県に申告納入するという特別徴収方式をとっています。

(ただし、自己処理は申告納付方式)

この納税方式についてどうお考えですか。当てはまる番号に一つだけ○をつけてください。「3」に○をつけた場合は理由を具体的に記入してください。

＜納税方式＞	
1. 妥当な納税方式である。	2. わからない。
3. 現在の納税方式は妥当ではない。	
理由 (具体的に)	

→ 設問Vへ

V. 産業廃棄物税の広域的導入について

(1) 産業廃棄物を取り巻く課題は、一地域の局地的なものであるとともに産業廃棄物が県境を越えて移動している状況を踏まえると広域的な課題でもあります。九州各県間においては税制の導入による排出抑制とリサイクル促進という政策効果を確保するため、広域的な税制を導入する取組が重要と考え、九州各県で一斉に導入しました。

産業廃棄物税の一斉導入後に産業廃棄物に関して何か変化がありましたか。当てはまる番号に全て○をつけてください。(複数回答可)

＜税導入後の変化＞	
1. 産業廃棄物の排出抑制の取組みをした。	→ 設問VIへ
2. 産業廃棄物のリサイクルの取組みをした。	→ 設問VIへ
3. 産業廃棄物の搬入先を変えた。	→ 設問(2)へ
4. 何も変化はない。	→ 設問VIへ

以下の(2)及び(3)は、上記(1)で「3」に○をつけられた方のみにお尋ねします。

(2) 産業廃棄物を処理する場所を変更した理由は何ですか。当てはまる番号に一つだけ○をつ

けてください。「5」に○をつけた場合は具体的内容を記入してください。

＜変更理由＞

1. 産業廃棄物税の負担を避けるため、課税のない地域に搬入することにした。
2. リサイクルを行わない処理方法からリサイクルを行う処理方法への変更に伴い、搬入先を変更した。
3. 施設の廃止などにより、それまでの処理方法が継続できなくなったため搬入先を変更した。
4. 1及び2以外の理由で、より料金の安い施設があったため搬入先を変更した。
5. その他
(具体的に)

→ 設問(3)へ

(3) 産業廃棄物を処理する場所をどこに変更しましたか。当てはまる番号全てに○をつけてください。また、該当があれば、()内の番号にも○をつけてください。(複数回答可)

＜変更場所＞

1. 県内
(1 大分市 2 それ以外の地域)
2. 九州の他の県
(1 福岡県 2 佐賀県 3 長崎県 4 熊本県 5 宮崎県 6 鹿児島県 7 沖縄県)
3. 九州以外
(1 中国地方 2 近畿地方 3 四国地方 4 その他)

→ 設問VIへ

VI. 産業廃棄物税の税収使途について

産業廃棄物税は、条例の規定により、「循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用に充てる」こととされており、具体的には、①排出抑制・再生利用の推進、②適正処理の推進、③基盤整備の推進、④啓発広報等の推進の4つを柱とする施策に充てています。

今後、産業廃棄物税の使途として、どのような施策を充実すべきだとお考えですか。当てはまる番号に全て○をつけてください。(複数回答可)

＜税収使途＞

1. 排出抑制・再生利用の推進
2. 適正処理の推進
3. 基盤整備の推進
4. 啓発広報等の推進
5. その他
(具体的に)

Ⅶ. 自由意見欄

産業廃棄物税に関するご意見を下記にご自由にお書きください。

—ご協力ありがとうございました。—

産業廃棄物税に関する検討会設置要綱

(設置)

第1条 大分県産業廃棄物税条例（平成16年大分県条例第38号。以下「条例」という。）に定める産業廃棄物税の導入効果等を検証し、条例規定の検討の必要性についてとりまとめるため、産業廃棄物税に関する検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 税導入による効果
- (2) 使途事業の実施状況
- (3) 今後の方向性
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、財政課、税務課、地球環境対策課、廃棄物対策課、工業振興課の課長をもって構成する。

- 2 検討会に座長及び副座長を置き、それぞれ互選により選出する。
- 3 座長は、検討会を招集し、主催する。
- 4 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(ワーキンググループ)

第4条 検討会には、財政課予算第一班、税務課課税班、地球環境対策課リサイクル推進班、地球環境対策課ごみゼロおおい推進班、廃棄物対策課産業廃棄物計画・調整班及び工業振興課管理・環境班の総括等をもって構成するワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、産業廃棄物税に係る上記の事項を検証するために必要な研究を行い、その結果を検討会に報告する。

(各県との調整等)

第5条 本会における検討について、九州各県及び関係機関との情報交換及び調整の必要が生じたときは、主として税務課、廃棄物対策課が窓口となっていく。

(事務局)

第6条 事務局は税務課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年5月15日から施行する。